

平成30年度 町民税・県民税申告のお願い **3月15日(木)まで**

－ マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です －

平成30年度町県民税申告書を提出していただく時期となりました。この申告は、みなさんの町県民税や国民健康保険税等を正しく算出する基礎となるだけでなく、所得証明・納税証明などの各種証明書発行にも重要なものです。申告期限3月15日(木)までに必ず提出をお願いします。

なお、町県民税申告書は、申告が必要と思われる方には既に送付しています。申告が必要な方で、届いていない場合は、税務収納課までご連絡ください。

※所得税の確定申告をされる予定の方は、町県民税申告書の提出は必要ありません。

所得がなかった場合でも申告書の提出が必要な方

- ①国民健康保険に加入されている方(保険料算定や軽減判定・高額療養費の判定に必要)
- ②後期高齢者医療保険に加入されている方(保険料算定や軽減判定に必要)
- ③介護保険に加入されている方(保険料算定に必要)
- ④福祉医療制度く(ひとり親・身障・重・子ども)の受給者(受給資格判定資料に必要)
- ⑤精神障害者医療費助成制度の受給者(受給資格判定資料に必要)
- ⑥国民年金に加入されている方(免除申請に必要)
- ⑦児童手当などの受給の認定を受ける方(判定資料に必要)
- ⑧公営住宅に入居されている方(家賃決定に必要)
- ⑨こども園・保育園等園児の保護者(保育料の算定に必要)
- ⑩他の方に扶養されている方(扶養認定等の所得証明発行のために必要)
- ⑪所得証明・(非)課税証明の交付を必要とする方
*その他にも申告が必要な場合もあります。

公的年金等を受給している方の申告

収入が公的年金のみで、支払額(複数ある場合は合計額)が400万円以下の方は確定申告が不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合や公的年金以外の所得が20万円を超える場合は、確定申告が必要です。

【注意】確定申告が不要でも、以下の場合は町県民税に影響することがあるため申告が必要です。

- ・「公的年金にかかる源泉徴収票」に記載のない各種控除(扶養、障害者、医療費、生命保険料等控除)がある場合
- ・公的年金以外に所得(20万円以下)がある場合など

町県民税申告書の提出が必要のない方

- ・所得税の確定申告をされる予定の方
- ・前年中の給与収入が1か所のみで、年末調整が済み、勤務先から吉野町役場に給与支払報告書が提出されている方(勤務先に提出状況をご確認ください)
ただし年末調整していない各種控除(扶養、障害者、医療費、生命保険料等控除)がある場合は申告が必要です。

公的年金からの引き落とし(特別徴収)について

65歳以上の公的年金を受給されている方で町県民税を納税する義務のある方については、平成28年10月から町県民税の公的年金からの引き落とし(特別徴収)が始まり、公的年金の支払いをする年金保険者(社会保険庁など)が年金から町県民税を引き落として町に納めていただいています。

平成30年度についても引き続き特別徴収を行いますのでよろしくお願い申し上げます。

平成30年度の年金所得に対する納税額の徴収方法

前年中(平成29年中)の年金所得の金額から計算した税額の2分の1を平成30年4月、6月、8月の3回に分けて、仮徴収を行います。

確定した平成30年度年税額から仮徴収税額を控除した残額を平成30年10月、12月、平成31年2月の3回に分けて引き落とし(本徴収)を行います。

詳しくは、6月頃に送付する納税通知書にてご確認ください。

平成30年度 町県民税申告 休日受付窓口の開設

税務収納課では、下記日程において町県民税申告の受付を行います。

町県民税の申告書の提出を予定されている方は、ご利用ください。

日時 **2月24日(土)・3月11日(日)**
いずれも9時～16時

場所 **吉野町役場 税務収納課**

(注) 所得税確定申告については、内容により対応できない場合があります。

平成30年度 町民税・県民税(個人住民税)主な税制改正のお知らせ

1. 医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)の創設

適切な健康管理の下で医療用薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行う方が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した場合、その年に支払った費用から1万2千円を控除した額(最大8万8千円)を所得から控除できる特例が創設されました。

【参考】

セルフメディケーションとは、世界保健機構(WHO)において「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されています。

◆一定の取り組みとは

この特例の適用を受けるには、次のいずれかの取り組み(受診等)を行っている必要があります。

1. 特定健康診査(メタボ検診など)
2. 予防接種(インフルエンザ又は定期予防接種)
3. 定期健康診断(事業主健康診断)
4. 健康診査(人間ドック等)
5. がん検診

◆申告に必要な書類

1. 適用を受ける年分において、納税者本人が上記取り組みを行ったことを明らかにする書類(予防接種や定期健康診断の領収書原本又は結果通知表など)
2. 商品名、金額、対象製品である旨、販売店名、購入日の記載があるレシート・領収書

◆注意点

- ・この特例を受ける場合は、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。
- ・予防接種や健康診断等、一定の取り組みにかかる費用については、この特例の対象にはなりません。

2. 医療費控除・医療費控除の特例の 申告時における明細書添付の義務化

医療費控除又は医療費控除の特例を受ける方は、医療費等の領収書に変わり「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が義務付けられました。

医療費控除の明細書については、医療保険者から送付される医療費通知原本を添付することで記載を省略することができます。

なお、この場合の医療費通知は、次の事項が記載されているものに限りです。

1. 被保険者名
2. 受診年月
3. 受診者名
4. 病院・診療所・薬局などの名称
5. 支払った医療費の額
6. 保険者の名称

【注意】

医療費等の領収書は確定申告期限等から5年間保存する必要があります。また、税務署長(又は町長)から領収書の提示又は提出を求められた場合、医療費控除等の適用を受けている方は、これに応じなければならないこととされています。

3. 給与所得控除の見直し(上限額の引き下げ)

平成26年度の税制改正に基づき、給与所得控除の上限が適用される給与収入及び給与所得控除が引き下げられます。

改正表

	平成29年度 課税分(現行)	平成30年度 以後の課税分
上限が適用される 給与収入額	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の 上限額	230万円	220万円

税理士による無料税務相談

所得税の確定申告の時期が近づいています。近畿税理士会吉野支部から派遣された税理士による無料相談を開催します。

※所得税の確定申告に限ります。株式・土地建物等の譲渡、贈与税、相続税等の相談は行っておりません。

日時 2月19日(月) 9時半～16時

場所 吉野町役場 1階 第2相談室

問い合わせ先 吉野町役場 税務収納課

NTT…Tel(32)3081 IP直通…Tel(39)9062

平日お仕事等でお忙しい方へ**休日納税相談窓口の開設** 2月24日(土) 9時～16時

税金についての相談

いろいろな事情で納期限までに納めることができない場合には、そのまましておかないで、**早めに印鑑と納税通知書などを持ってお越しください。**

相談は**電話**でもしていただけます(ご相談の内容によってはご来庁をお願いする場合があります)ので、**お気軽にご相談ください。**

なお、平成29年度の町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税の納付期限は既に経過しています。

納付忘れがないか今一度ご確認ください。

◆お問い合わせ先 役場 税務収納課
NTT…Tel(32)3081 | P直通…Tel(39)9062

国民健康保険についての相談

上記日程で、国民健康保険についての相談窓口を開設いたします。また電話での相談もお受けします。

◆お問い合わせ先 役場 町民課 国保担当
NTT…Tel(32)3081 内線123
| P直通…Tel(39)9063

国民健康保険 第8期納期限 2月28日(水)

最寄りの金融機関(南都銀行・りそな銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行・郵便局)やコンビニエンスストアでお納めください。なお、口座振替をされている方は、納期限の前日までに納税額に見合う金額の準備をお願いいたします。

町民課からのお知らせ

後期高齢者医療保険料の納め忘れはありませんか

後期高齢者医療保険料の普通徴収による納付期間は、第1期(7月)から第8期(翌年2月)となっています。

第8期の納期限は、2月28日(水)です。最寄りの金融機関(南都銀行・りそな銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行・郵便局)でお納めください。

なお、口座振替をされている方は、納期限の前日までに納付額に見合う金額の準備をお願いいたします。

保険料の納め忘れはありませんか。保険料の払い忘れ等により、納期限までに納付いただけなかった場合は、督促状が発送されることになります。

また、特別な事情もないままで未納が続きますと、差押さえなどの滞納処分や、有効期限の短い被保険者証の交付等の処分の対象となりますので、ご注意ください。

■お問い合わせ先
吉野町役場 町民課 後期高齢者医療担当
NTT…Tel(32)3081内線122 | P直通…Tel(39)9063

年金相談のご予約は各年金事務所の予約専用ダイヤルでお受けします

奈良県内の年金事務所の予約制による年金相談は「年金相談予約専用ダイヤル」で受付しますので、ご利用ください。

■予約の申込方法

年金相談のご予約は、相談希望日の1か月前から2日前まで、相談ご希望の年金事務所等の予約専用ダイヤルにてお受けいたします。

※奈良年金事務所 Tel0742(35)1375

※大和高田年金事務所 Tel0745(22)3533

※桜井年金事務所 Tel0744(46)0978

※奈良年金相談センター Tel0742(36)6501

◎受付時間は、平日8時30分から17時15分までです。

◎この電話番号は、予約専用ダイヤルですので、年金相談はお受けできません。

■予約の際お聞かせください

相談される方の 1. お名前・基礎年金番号
2. ご連絡先の電話番号
3. 主な相談内容

※予約の混雑状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■お問い合わせ先

大和高田年金事務所 Tel0745(22)3531

吉野町役場 町民課 年金担当

NTT…Tel(32)3081 内線125 | P直通…Tel(39)9063